

地方独立行政法人奈良県立病院機構「平成29年度第12回理事会」議事録

1. 日 時：平成30年3月13日（火） 14時00分～
2. 場 所：新奈良総合医療センター内 教育研修棟3階 会議室2
3. 出席者：榊理事長、上田副理事長、菊池理事、横山理事、宮内理事、中川理事、
山田監事、事務局

地方独立行政法人奈良県立病院機構定款第14条第3項に規定する「副理事長及び理事の過半数」の出席を満たすことから、本会は有効に成立。

4. 議 題

議決事項

(1) 組織規程の改正について

- ・ 総合医療センターの診療科等の再編
新総合医療センター開院に向けた診療科等の再編に関するもの
- ・ 総合医療センター事務局等の組織改正
総合医療センター移転後の高度機能化に対応するため、業務の最適化等に必要な組織体制とする。
- ・ 医療専門職教育研修センターの組織改正
教育研修センター施設の運営管理に必要な組織体制とする。
- ・ 各センターの事務局等の組織に関する規定整備
その他、所要の規定整備を行う。

(結論)

原案のとおり議決された。

(2) 職の設置規程の改正について

- ・ 法人本部に置くことができる職員の職として、「法人統括看護管理者」を設ける。
「法人統括看護管理者」は、法人の看護部門（看護師養成を含む。）全体を所管し、その連携を促進し、又は助言・指導を行うことにより、法人全体の看護に携わる職員の資質の向上、組織運営にかかるマネジメント能力の向上を図るものとする。

・ 病院に置くことができる職員の職として、「参事」を追加する。

「参事」は、病院における専門的知見を有するスタッフの職として設ける。

(結論)

原案のとおり議決された。

以上